

農業者肥料等 購入費補助金 (物価高騰対策)



申請期限

令和8年3月2日(月)

補助額

対象経費の内、価格高騰相当額

(肥料は40%、農薬は15%の高騰率として算出)
※肥料購入額×40/140=補助額、農薬購入額×15/115=補助額

対象経費

肥料・農薬の購入費

※令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間に購入し、
町内農地等で利用するものに限る。

対象者

次の事項をすべて満たす方

- (1) 町内在住者
- (2) 町内で耕作している
- (3) 農業で収入を得ている
- (4) 国や県等による同様の補助金を重複申請していない

申請方法

次の書類を町役場産業振興課まで
ご提出ください。

- (1) 申請書
- (2) 領収書等(購入実績が確認できる書類、コピー可)
- (3) 「農業で得た収入があるにもかかわらず確定申告が不要な方」
は、農業で得た収入を証するもの(売上台帳等)

▶ 詳細は町HPをご覧ください



問合せ 葉山町産業振興課 農林水産係

☎ 046-876-1111 (内線374)